官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府三三）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更、地方職員共済組合定款の一部変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四五　五〇

法規的告示

○内閣府告示第三十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年四月七日

内閣総理大臣　高市　早苗